○大阪府立漕艇センター条例に基づく利用料金の額の承認

資料４

令和元年10月１日

大阪府教育委員会告示第15号

大阪府立漕艇センター条例（昭和44年大阪府条例第６号）第11条第３項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

１　施設の名称

大阪府立漕艇センター

２　指定管理者

大阪市北区天満二丁目３番５号　山本ビル201号

一般社団法人　大阪ボート協会

理事長　植田健三

３　利用料金の額

令和元年10月１日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | | 単位 | | 金額（円） |
| 艇庫 | エイト | 生徒・学生 | 学校教育活動として利用する場合 | １艇１月 | | 5,700 |
| その他の場合 | 11,400 |
| その他の者 | | 14,500 |
| フォア | 生徒・学生 | 学校教育活動として利用する場合 | 3,450 |
| その他の場合 | 6,900 |
| その他の者 | | 9,100 |
| スカル | 生徒・学生 | 学校教育活動として利用する場合 | 2,900 |
| その他の場合 | 5,800 |
| その他の者 | | 7,300 |
| エイト | 生徒・学生 | | １艇１日 | | 370 |
| その他の者 | | 480 |
| フォア | 生徒・学生 | | 230 |
| その他の者 | | 300 |
| スカル | 生徒・学生 | | 190 |
| その他の者 | | 240 |
| オール | 生徒・学生 | | １本１日 | | 120 |
| その他の者 | | 220 |
| 貸艇 | フォア | 生徒・学生 | | １艇 | １時間 | 950 |
| その他の者 | | 1,500 |
| スカル | 生徒・学生 | | 950 |
| その他の者 | | 1,500 |
| 審判艇 | | | １日 | 27,300 |
| 放送設備 | | | | １式 | １日 | 10,300 |
| 水路用具 | | | | ３日 | 10,300 |
| 超過１日 | 2,800 |
| トレーニング室 | | 生徒・学生 | | １人１回 | | 320 |
| その他の者 | | 640 |
| 温水シャワー | | | | １回 | | 100 |
| コインロッカー | | | | 100 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 単位 | | 通常の金額（円） | | | 休日等（時間外を除く。）の金額（円） | 時間外の金額（円） | 冷暖房料（円） |
| 休息室 | 生徒・学生 | | １室１時間 | | 740 | | | 890 | 890 | 150 |
| その他の者 | | 1,300 | | | 1,560 | 1,560 | 260 |
| 区分 | | 通常の金額（円） | | | | | | 休日等（時間外を除く。）１時間の金額（円） | 時間外１時間の金額（円） | 冷暖房料１時間の金額（円） |
| 午前 | | 午後 | | 全日 | 超過１時間 |
| 会議室 | 第１会議室 | 3,600 | | 4,800 | | 8,300 | 1,440 | 1,440 | 1,440 | 240 |
| 第２会議室 | 3,600 | | 4,800 | | 8,300 | 1,440 | 1,440 | 1,440 | 240 |
| 第３会議室 | 2,500 | | 3,300 | | 5,700 | 990 | 990 | 990 | 170 |
| 第４会議室 | 3,600 | | 4,800 | | 8,300 | 1,440 | 1,440 | 1,440 | 240 |
| 特別会議室 | 5,400 | | 7,200 | | 12,400 | 2,160 | 2,160 | 2,160 | 360 |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「午前」とは午前９時から正午まで、「午後」とは午後１時から午後５時まで、「全日」とは午前９時から午後５時までをいう。

３　「超過１時間」とは、「午前」「午後」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。

４　「時間外」とは、午前９時から午後５時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過１時間に該当する場合を除く。

５　「生徒・学生」とは、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生、大学生及びこれらに準ずる者をいう。

６　「学校教育活動として利用する場合」とは、府内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずるものの生徒及び学生が部活動等に利用する場合をいう。

７　「その他の者」には、小学校就学前の者を含まないものとする。

８　「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

９　「エイト」、「フォア」及び「スカル」には、通常使用する数のオールを含むものとする。

10　審判艇の燃料は、利用者の負担とする。